

令和４年度第１０回農業委員会総会議事録

開会月日		令和 5 年 1 月 25 日（水）		開議の時刻		午前 10 時 05 分	
場 所		市役所本庁舎 3 階 全員協議会室		閉議の時刻		午前 11 時 45 分	
議 長		東松山市農業委員会長 野村 孝行					
委 員 の 出 席 状 況							
農 業 委 員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要	
	1	松崎 昭三	出 席	7	藤野 香織	出 席	
	2	杉浦 勉	〃	8	松本 禮子	〃	
	3	島田 安三	〃	9	荒川 光明	〃	
	4	千葉 有美子	〃	1 0	久保田 節子	〃	
	5	宇津木 昭一	〃	1 1	野村 孝行	〃	
	6	鹿田 明	〃				
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要	
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	木村 正雄	出 席	
		利根川 里美	欠 席		坂上 夏苗	〃	
	大 岡	大木 幹雄	出 席		田口 豊	〃	
		橋本 隆	〃	野 本	新井 勝美	〃	
		宮永 貞夫	〃		飯嶋 徳造	〃	
	唐 子	戸井田 貞義	〃		加藤 喜之	〃	
		山田 弘明	〃		山下 哲生	〃	
		小澤 謙一	〃				
	議題等		・ 農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・ その他				
公開・非公開の別		公開					
傍聴者数		(会議を公開した場合) 0 人					
非公開の理由		(会議を非公開にした場合)					
		議 事 参 与 者					
事務局		氏 名	摘 要				
事務局長		松崎 一祐	出 席				
副主幹		小林 裕介	〃				
主 任		福島 誠	〃				

	2 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、2 番の申請について、比企郡滑川町所住の申請人（受人）としての法人より、大字石橋在住の申請人（渡人）が、大字石橋地内に所有する農地（畑 3 筆）を、資材置場に転用するため、賃貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、資材置場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、3 番の申請について、さいたま市に所在する申請人（受人）としての法人より、大字田木在住の申請人（渡人）が、大字田木地内に所有する農地（田 1 筆）を、資材置場の一時転用を延長するため、賃借権を継続して設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は資材置場として使用されている。また、農振農用地区域内にある農地であるが、資材置場の必要性が認められるため、不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 4 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、4 番の申請について、御茶山町在住の申請人（受人）より、川越市在住の申請人（渡人）が、大字岩殿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、専用住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、専用住宅の建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 5 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、5 番の申請について、大字西本宿在住の申請人（受人）より、千葉県千葉市在住の申請人（渡人）外 2 名が、大字西本宿地内に所有する農地（田 2 筆・畑 3 筆）を、長屋住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全
--	--

	管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、長屋住宅の建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 6 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、6 番の申請について、大字西本宿在住の申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（田 1 筆）を、駐車場の敷地拡張のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、駐車場の敷地拡張の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 7 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、7 番の申請について、深谷市在住の申請人（受人）より、千葉県千葉市在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（田 1 筆）を、住宅建築による敷地拡張のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、住宅建築による敷地拡張の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 8 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、8 番の申請について、大里郡寄居町在住の申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。
--	---

議案第 3 号 農地改良に係 る届出確認の 件	9 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、9 番の申請について、大字下青鳥在住の申請人（受人）より、大字下青鳥在住の申請人（渡人）外 1 名が、大字下青鳥地内に所有する農地（田 1 筆）を、中古車置場の建設のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、中古車置場の建設の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 3 号 農地の改良に係る届出確認の件について 議長は事務局に説明を求める。 事務局より、農地の改良に際し県の要綱により、面積が 1, 0 0 0 m²以上又は工期が 1 ヶ月以上の場合は許可対象となるが、面積が 1, 0 0 0 m²未満かつ工期が 1 ヶ月未満の場合は許可不要事案となるが、工事着工前に農業委員会に届出書を提出することとなっており、今回の案件は要綱上届出案件となる旨の説明がなされた。また、届出だが農地改良という慎重を期すものなので、事務局だけでなく、地区委員にも現地と工事計画等届出の内容を確認してもらっている旨の説明がなされた。 1 番の届出について 高坂地区・鹿田委員より、1 番の届出について、大字西本宿在住の土地所有者が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）に、土を搬入し農地改良したい旨の届出がなされた。現地調査の結果、保全管理されており、計画的にも問題ないものと思われる旨の報告がなされた。 島田委員より、届出なので報告とし、総会に付議する必要はないのではとの意見が出された。 事務局より、届出案件なので、会長専決規程を改正して報告案件とした 2 a 未満の農業用施設のように、農地の改良に係る届出も、今後報告案件に改正していきたい旨説明がなされた。 宇津木委員より、農地改良は問題が多く、土を入れすぎて高くなり周囲に迷惑をかけている案件もある。後のフォローが必要だ、との意見が出される。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 4 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について
議案第 4 号 用地利用集積	議案第 4 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について

事業による利用権設定承認の件	議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の説明が行われる。 内容審議の結果、876 筆の利用権設定を承認した。
議案第 5 号 農用地利用配分計画（案）の件	議案第 5 号 農用地利用配分計画（案）の件について 議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用配分計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。 戸井田委員より、高坂地区の数値について、議案第 5 号の農用地利用配分計画と、議案第 4 号の農用地利用集積事業による利用権設定との間で、数値が違う旨の質問が出た。 農政課より、現在集積は既にされているため議案第 4 号の利用集積事業には載ってこないが、借受人の変更が生じたため議案第 5 号の利用配分計画に記載がある筆があるためのものである旨説明がなされた。 毛塚・川辺・下田木・赤城・松山・大岡地区について 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 唐子・高坂・野本地区について 野村議長が利害関係者のため退室したことから、久保田職務代理が議長を代理する。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。
議案第 6 号 農業振興地域整備計画の変更申請について協議の件	議案第 6 号 農業振興地域整備計画の変更申請について協議の件について 野村会長が、議長を久保田職務代理から交代する。議長は市農政課に対し説明を求め、市農政課より農業振興地域整備計画の用途区分変更の申請があった案件に関し、農業委員会の意見を求めたい旨の説明が行われた。 （１）農用地区域からの除外案件 1 番の事案について 大岡地区・藤野委員より、1 番の事案について、申請書及び現地確認の結果、除外はやむを得ないとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、1 番の事案について除外はやむを得ないとした。

報告事案 農業委員会会長専決規定による農地法に基づく届出報告の件 その他	2 番から 5 番の事案について 唐子地区・荒川委員より、2 番から 5 番の事案について、申請書及び現地確認の結果、除外はやむを得ないとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、2 番から 5 番の事案について除外はやむを得ないとした。 6 番から 11 番の事案について 高坂地区・鹿田委員より、6 番から 11 番の事案について、申請書及び現地確認の結果、除外はやむを得ないとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、6 番から 11 番の事案について除外はやむを得ないとした。 12 番の事案について 野本地区・杉浦委員より、12 番の事案について、申請書及び現地確認の結果、除外はやむを得ないとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、12 番の事案について除外はやむを得ないとした。 事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。 農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、7 件を確認する。 農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、3 件を確認する。 農地所有適格法人の報告について 議長は事務局に説明を求め、事務局から説明が行われ、2 件を確認する。 農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和 5 年 2 月 27 日（月） 午前 10 時 20 分～ 会 場 松山市民活動センター2 階 大会議室 午前 11 時 45 分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和 4 年度第 10 回総会を閉じた。
--	---

		以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。 令和5年2月27日 議長 野村 孝行 委員 鹿田 明 委員 藤野 香織
--	--	--